

いじめの組織的対応

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。
【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）】

2 これも、いじめ

対等な関係性で仲よく過ごしているようでも、相手を見下したり命令したりする関係を、長期間続けた。

グループ内で、立場の弱い子をからかったりいじったりしているが、被害者は対等な関係だと主張し、いじめと認めない。

靴のかかとを踏む嫌がらせを受けたと母親から相談されたが、被害者は「先生には言わないで」と主張。その後、母親も対応しないでほしいと訴えた。

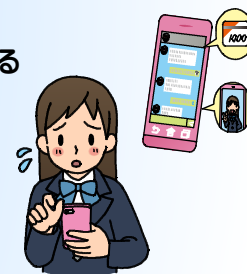
グループ内で被害者にあだ名を付けて呼んでいた。被害者も仲よくなりたい一心で、加害者らにあだ名を付けて呼んでいたが、自分の行為だけは否定された。

いじめか否かは、「組織」で判断する

【増加傾向にあるネットいじめ】

主な特徴

- ☐ 自分では無意識に加害者になってしまうことがある
- ☐ 場所や時間帯に関係なく行われる
- ☐ 発覚しづらい
- ☐ エスカレートしやすい



具体例

- ☐ 特定の児童生徒の悪口を書き込む
- ☐ チャットグループ内で、特定の児童生徒を仲間から外す
- ☐ 特定の児童生徒が発言した時だけ、みんなで無視する
- ☐ なりすましてSNSのアカウントを作成して、不適切な投稿をしたり、個人情報を投稿したりする
- ☐ 事実無根のメールを作成して、他の人に送信するよう促すチェーンメールとして送信する

ネットいじめを発見したら

- ☐ スマートフォン等でひぼう・中傷を確認した場合は、スクリーンショットなどで内容を保存する
- ☐ 書き込みのあった掲示板等のURLを記録する
- ☐ 書き込みを印刷して、内容を保存する

書き込みへの対応

- ☐ 掲示板等の管理人やプロバイダに削除を依頼する
- ☐ 警察署や法務局に相談する
- ☐ 秋田県「ネットバトロール事業」に相談する



児童生徒のインターネット上の不適切な投稿については、依頼に基づき削除等の支援を行うことができます。不適切な投稿の削除依頼、教職員や保護者を対象とした啓発講座の実施等、詳しくは右のQRコードから県公式サイト「美の国あきたネット」内の該当ページを御参照ください。



令和3年度

秋田県いじめ問題対策連絡協議会
秋 田 県 教 育 委 員 会

3 解決に向けて

情報収集

- ☐ 聞き取りは複数の教職員で行う
- ☐ 他の児童生徒に気付かれないよう、時間や場所に配慮する
- ☐ できる限り、複数の児童生徒から情報を収集する
- ☐ 聞き取った内容は、一語一語を忠実にメモをとる
- ☐ 「事実」を具体的に、時系列で記録し、まとめる

事実確認・方針決定

- ☐ いじめ防止対策委員会を開催し、集めた情報をもとに「組織」で判断する
- ☐ すべての教職員で共通理解を図り、対応する教職員の役割分担を明確にする
- ☐ 被害児童生徒の心のケアや加害児童生徒の指導、保護者対応の方針を決定する
- ☐ 事案に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携を図る
- ☐ 被害児童生徒の保護者には、速やかに学校の方針や見守り体制等を家庭訪問で伝える

指導・対応

- ☐ 被害児童生徒への心のケアに努める
→ つらい気持ちに寄り添い、共感的に受け止める
- ☐ 加害児童生徒への指導をする
→ 毅然とした対応と粘り強い指導
- ☐ 保護者には、現時点での状況や今後の見通し等を途中経過として伝える
- ☐ これまでの学校や教職員の対応を点検し、必要があれば教育委員会から指導・助言を受ける



見守り

- ☐ 継続的な指導・支援・助言・観察を行う
- ☐ 情報(記録)の保管と引継ぎを確実にを行う
- ☐ 保護者には、解決したと判断(※)できるまで、今後も注意深く見守る旨を伝える

※「解決している」状態とは、次の二つの要件が満たされている必要がある

- ① 少なくとも3か月は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること。
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること。そのために、本人及び保護者に対して、面談等により確認すること。

4 早期発見に向けて

- ☐ 教職員の児童生徒への目配りや声掛け
→ 行動観察からわずかな変化に気付く
- ☐ 教育相談
→ 気軽に相談できる雰囲気をつくる
- ☐ いじめアンケート
→ 学校や児童生徒の実態に応じた頻度で行う
- ☐ 児童生徒や保護者、教職員からの情報提供など
→ 些細な情報にも敏感に対応する



**いじめは、どの学校にも、
どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる**

相 談 窓 口

関係機関名(相談窓口)	電話番号	利用時間帯
24時間子供SOSダイヤル (全国统一ダイヤル)	0120-0-78310	24時間受付可
いじめ緊急ホットライン (県内各教育事務所)	北 0120-377-914 中央 0120-377-904 南 0120-377-943	8:30~17:15
やまびこ電話 (秋田県警察本部)	018-824-1212	24時間受付可
子ども・家庭110番 (中央児童相談所)	0120-42-4152	8:30~17:15
子どもの人権110番 (秋田地方方法務局人権擁護課)	0120-007-110	8:30~17:15
子どもの人権無料法律相談 (秋田弁護士会)	018-896-5599	9:00~17:00
中学生LINE相談 (教育庁義務教育課)	8月下旬~9月中旬 ※夏休み明けに相談リーフレットを中学生に配布します。	16:30~21:30

気がかりなことがあれば、まずは相談を！

本リーフレットに関する問合せ先

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁義務教育課
TEL: 018-860-5148 FAX: 018-860-5136 E-mail: gikyo@pref.akita.lg.jp